

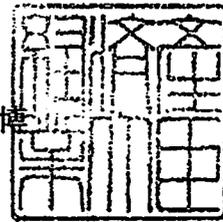
経 済 産 業 省

平成 18・03・27 資第 17 号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 8 条第 2 項及び第 11 条第 2 項（第 22 条第 1 項において準用する場合を含む。）の承認の基準を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

経済産業大臣 二階 俊博



エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 8 条第 2 項等の承認の基準

1. エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号。以下「規則」という。）第 8 条第 2 項の承認は、次の基準により行うものとする。
 - (1) 兼任させようとする者が、エネルギー管理士免状の交付を受けている者であること。
 - (2) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している工場と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
 - (3) 兼任させようとする者を選任する工場の数が、3 以下であること。
 - (4) 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の数値で 2 万キロリットル未満であること。
 - (5) 兼任させようとする者の管理する工場において、ほかに他の工場を管理しているエネルギー管理者がいないこと。

- (6) 兼任させようとする者の管理する工場において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
- (7) 兼任させようとする者の管理する工場において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
- (8) 兼任させようとする者を既に選任している工場の同意が得られていること。

2. 規則第11条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

- (1) 兼任させようとする者が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）第13条第1項各号に掲げる者であること。
- (2) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している工場と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
- (3) 兼任させようとする者を選任する工場の数が、3以下であること。
- (4) 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量の数値で2万キロリットル未満であること。
- (5) 兼任させようとする者の管理する工場において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
- (6) 兼任させようとする者の管理する工場において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
- (7) 兼任させようとする者を既に選任している工場の同意が得られていること。

3. 規則第22条第1項において準用する第11条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

- (1) 兼任させようとする者が、法第13条第1項各号に掲げる者であること。
- (2) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している